

日歯より「【日歯保険医療課】社会保険歯科診療報酬点数早見表(2)の一部改正について」が届きましたので、報告します。

早見表(2)の「周術期等専門的口腔衛生処置1」の説明書き部分の、一部誤植訂正です。

【誤】：(周Ⅰ，周Ⅱの入院中患者に衛生士が実施，術前・術後に1回限り)

【正】：(周Ⅰ，周Ⅱの患者に衛生士が実施，術前・術後に1回限り)

※「入院中」の要件が撤廃されました。